

R3年度 事業報告書

作成日 令和4年6月3日

理事長 後藤 辰也 印

社会福祉法人 七戸美光園

所在地 上北郡七戸町字上町野82番地 1

1. はじめに

社会福祉法が平成29年4月より改正・施行され、すべての社会福祉法人に次の項目の実施を課するものとなった。

- ・ 経営組織の在り方の見直し（ガバナンスの強化）
- ・ 事業運営の透明性の向上
- ・ 適正かつ公正な支出管理（財務規律の強化）
- ・ 地域における公益的な取組を実施する責務
- ・ 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

これを念頭に置きながら法人として、地域に根差した地域資源の一つとしての運営を心掛けた。

1. 運営方針

1) 目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して相互的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

2) 経営の原則

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため

自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明化の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

3) 事業種別

一 第一種社会福祉事業

児童養護施設	美光園	定員	45名
--------	-----	----	-----

二 第二種社会福祉事業

城北こども園	定員	100名
--------	----	------

道ノ上こども園	定員	65名
---------	----	-----

城北児童センター

三 公益事業

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

4) 職員数

本部	正	2名				
児童養護施設 美光園	正	35名	準	1名	パート	3名
城北こども園	正	8名	準	15名	パート	5名
道ノ上こども園	正	8名	準	10名		
城北児童センター	正	5名			パート	3名
		58名	26名	11名		計95名

5) 役員定数

理事長	1名
評議員	7名
理事	6名 (理事長を含む)
監事	2名

3. 概要・沿革

名 称 社会福祉法人 七戸美光園

歴代理事長
初代 金子 聖海 (故)
二代 藤嶋 均 (故)
三代 金子 フユ (故)
四代 盛田 庄兵衛
五代 後藤 辰雄 (故)
現 後藤 辰也

昭和25年	9月	7日	少年の家美光園として設立認可 (定員20名)
昭和28年			木造60坪を増築 (定員50名)
昭和35年			幼時棟増築 (定員70名)
昭和35年	5月	14日	社会福祉法人七戸美光園として法人認可を受ける 名称 児童養護施設 美光園 となる
昭和42年	10月	1日	天間みどり保育園 事業開始
平成15年	4月	1日	城北保育園 事業開始
平成21年	4月	1日	道ノ上保育園 事業開始
平成27年	3月	31日	天間みどり保育園 事業終了
平成27年	4月	1日	城北児童センター 事業開始 城北・道ノ上保育園はこども園として事業開始

4. 事業報告

“中・長期事業報告”

現在の少子化時代の中で経営の安定・継続のために各施設共に今後は児童数の確保等の強化を図ってきた。その為に地域密着を目指し、地域の子育ての支援資源としての役割を強化していくよう努めた。特にこども園においては、対象地域に他法人の同様施設が数力所あるため、その競合は必至であるが社会ニーズを早く正確に把握し、それに応えるようなコンテンツを立案していくつかは実施してきた。

また、職員の人数の確保と育成に関しても課題としてある。昨今の人材不足に加えて、県内・県外問わずに競合となる。その為に働きやすい環境を作り、利用者にも職員にも魅力ある施設を目指している。

“短期事業計報告”

- ・ 経営組織の在り方の見直し（ガバナンスの強化）
- ・ 事業運営の透明性の向上
- ・ 適正かつ公正な支出管理（財務規律の強化）

社会福祉法の改正を受け、理事会及び評議員会を設置している。理事会は年に4回、また評議員会は年に1回以上開催し法人および施設の健全なる運営に努めた。

また、複数職員による業務の円滑化の促進を図ると共に、チェックの人数が増えることによる支出管理の強化も図った。

しかし法人内施設において、経理の怠慢、不手際及び、監督不行き届きから徴収不能金を生じさせるという問題もあった。これに対しては県や顧問税理士の指導を仰ぎながら対処している。またこのことを受けて、当該施設に対しては経理のルーティン等の見直しをし、コンプライアンス強化に努めさせた。また、美光園敷地内に事務所を置く本部と美光園間では、毎月事務相互のミーティングを開き書類等の確認を行っている。

・ 地域における公益的な取組を実施する責務

国の児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を県からの委託継続として行った。R3年度は5名が利用した。社会的養護の支援を受けてきた子ども達が、進学就職に関わらず生活負担を軽減させ安定した自立生活を送ることにつなげたい。

城北・道ノ上各こども園は幼保連携型認定こども園としてさらに養育プログラム等を充実させ、地域理解を得つつ児童数の確保増進を図った。

また、城北児童センターも他施設同様に地域理解を得ながら子育て支援の地域資源として運営を行った。

・ 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

子育て支援センターなどを通じて、地域サービスの充実へ貢献した。センター利用者のみではなく地域の子育ての拠点として子育て相談や、養育研修などを行い地域住民への還元を行った。